

刑	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

刑企第58号

令和7年10月23日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

緻密かつ適正な捜査の推進のための刑事指導業務の確立について

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟に関し、先般、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について」（令和7年10月23日付け備一第184号）が発出されたところである。

緻密かつ適正な捜査（以下「適正捜査」という。）の推進については、これまでも累次にわたり指示してきたところであるが、今般、適正捜査の推進のための刑事指導業務の確立に向け、下記のとおり、適正捜査指導官を設置等することとしたので、業務上遺漏のないようにされたい。

記

1 適正捜査指導官の設置

適正捜査を推進するための指導・教養等の司令塔として、刑事企画課に適正捜査指導官を置き、同課の警視の階級にある者をもって充てる。

2 適正捜査指導官の任務

適正捜査指導官は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 適正捜査を徹底するための指導・教養等の実施に関すること

ア 捜査関係法令等の遵守に関する指導・教養

警察の捜査は、刑事訴訟法、警察法、犯罪捜査規範等の捜査関係法令及び関係通達等（以下「捜査関係法令等」という。）に基づき実施されるものであることを捜査に当たる全ての警察官に理解させるため、捜査関係法令等の遵守に関する指導・教養を徹底すること。

イ 各種捜査手続に関する指導・教養

事件の送致・送付、被害・告訴等の届出の受理、取調べの録音・録画、証拠物件の管理等、捜査関係法令等に基づく具体的な捜査手続に関する指導・教養を実施すること。

その際、必要に応じた執務資料の作成、具体的な事例に関する質疑への対応等により、その趣旨や意義のみならず、具体的な措置要領を理解させ、各種捜査手続が適正に実施されるような取組を徹底すること。

ウ 巡回業務指導による適正捜査の浸透

定期的に警察本部・警察署の刑事事件担当課に対し、関係部門とも連携しつつ巡回業務指導を行い、捜査関係法令等に基づく捜査が徹底されているか確認するとともに、改善すべき点がある場合には指導・教養を行い是正を図ること。

(2) 捜査幹部に対する助言に関すること

刑事部の事件主管課及び警察署が捜査する事件のうち、各種捜査手続に関する疑義の有無など、適正捜査の観点から検討が必要なものについて、警察本部長・警察署長等の捜査幹部から意見を求められたときは、これに必要な助言を行うこと。

(3) 現場捜査員等の意見等に対する窓口の設置等に関すること

刑事部門の捜査に関する現場捜査員等の相談・意見等（以下「意見等」という。）を受け付ける窓口を刑事企画課法令指導係とする。

適正捜査指導官は、意見等の中に捜査指揮上の重大な問題が存在する又はそのおそれがあると認められる場合は、意見等をした現場捜査員等の保護に適切な配意をした上で、警察本部長及び本職へ報告すること。

(4) 他部門との連携に関すること

捜査を担当する他部門における適正捜査を担当する者との連携を密に図り、必要に応じ、他部門に対して助言等を行うこと。

3 適正捜査の指導・教養等を所掌する係の設置及び体制整備

適正捜査を徹底するための指導・教養等を所掌する係は刑事企画課法令指導係とし、適正捜査指導官の指揮の下で当該指導・教養等を統一的に行うこと。

本件担当　刑事企画課刑事部企画係